

漁業の特区の設定について

国際東アジア研究センター
客員主席研究員
小松正之

2014年8月5日

漁業は戦後70年間衰退の一途をたどっている。その原因としては、科学的根拠に基づいた漁業の漁獲規制が行われていないことが主たる原因として挙げられる。

- ① すなわち、世界の趨勢である総量規制（TAC）とその配分規制（ITQ）が行われていないことである。その結果、資源が減少、収入が減少と、それを漁獲する投資とコストは、増大し経営が破たんしている。
- ② もう一つの理由は、漁業への参入規制があることである。特に沿岸の漁業権は、ほぼ、漁業協同組合とそこに所属する漁業者に、排他的に優先的に与えられる。（漁業法第18条）。経営の能力に関係なく、漁業協同組合に漁業権が優先順位第1位で与えられる。（第二位は漁業生産組合など、第3位は法人企業と個人）。沿岸漁業者は県により異なるが約20～30%しか後継者がいない、（2008年漁業センサス）特に東日本大震災後は60%が漁業をやめたいと表明している。（2013年内閣府調査）

ところで、沿岸漁業のうち養殖漁業は、計画生産が可能で企業的経営に適する。従って、この優先順位を廃止または修正し、企業や漁業生産組合が、養殖業に参入できることが、沿岸地域と漁業の再生と活性化に貢献する。

特区提案

1. 特定区画漁業権（養殖業）の特区

現在の、宮城県の特区は、許可の優先順位第2位を第1位と同列に扱ったに過ぎない。そこで、これを、経営の健全性の要件を入れた特区とするか、第2位の漁業生産組合の要件「7名か70%以上の地区住民」を3名に緩和する。漁業者が大幅に減少しているからである。漁場の区割りは現行のままを追認する。漁業者の資本を50%以上とする条件を廃止する。

この後者を要件とすることにより、岩手県大船渡市オキライの漁業生産組合は現在漁船漁業しか営めないが養殖業を営むことが可能となる。

2. 漁獲割り当ての特区

天然の魚種を漁獲する漁船漁業の資源の回復と経営の安定化にはITQ（個別漁獲割当）は、禁止する条項もないが、これが進んでない状態にある。特に岩手県のサケ漁業では、漁業協同組合の定置網がその漁獲の優先権を結果的に受けているが、岩手県の沿岸漁船漁業者であって、岩手のサケの漁獲量は2万トンであるが、最大200名の小型の流し網（10トン未満）を営む者に対して、漁船ごとに10トンの漁獲を与える。この場合、定置漁業権漁業権の許可を発給しない。合計2000トン以下を公平に分け与える。この分は、補償金を支払う。この際、許可条件として、全船VMS（漁船モニタリングシステム）の搭載、タブレットによる漁獲成績の毎日の報告と指定された水揚げ港（久慈、宮古、山田、釜石と大船渡）以外の水揚げを禁止する。